

第七七回

参第一三号

中小企業者の産業分野の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の産業分野として適切なものを指定し、当該分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行うことにより、中小企業者の事業の安定を図り、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの
- 2 この法律において「大企業者」とは、事業を営む者であつて中小企業者以外のものをいう。
- 3 大企業者の支配を受けるものとして大企業者と政令で定める資本的又は人的関係にある中小企業者は、この法律の規定の適用については、大企業者とみなす。

（業種の指定）

第三条 中小企業者の産業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業、商業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者によつて占められているものであり、かつ、当該業種に属する中小企業の経営の安定と振興を図ることが国民経済上適切であると認められるものを、政令で指定する。

（大企業者の届出）

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を拡張し若しくは新たに営もうとする大企業者又は大企業者となつて当該事業を新たに営もうとする者は、政令で定めるところにより、当該事業の内容、当該事業に係る生産量、取扱高等の事業量（以下本条において「事業量」という。）、営業地域その他の事項を当該事業を拡張し又は営もうとする日の六月前までに主務大臣に届け出なければならない

い。ただし、相当数の中小企業者の存立に相当の影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める事業量以下である場合又は当該指定の日において政令で定める程度の準備がなされている場合は、この限りでない。

(大企業者に対する命令等)

第五条 主務大臣は、大企業者が前条本文の規定による届出に係る事業を行うことにより相当数の中小企業者の存立に重大な影響を及ぼすこととなると認めるときは、その影響を緩和するため、当該届出を受理した日から四月以内に当該大企業者に対し、当該事業の縮小、営業地域の変更その他適切な措置を命ずることができる。

第六条 主務大臣は、大企業者が指定業種に属する事業を行うことにより、相当数の中小企業者の存立に重大な影響を及ぼしていると認めるときは、その影響を緩和するため、大企業者に対し、指導、助言その他適切な措置を採るようにしなければならない。

(中小企業者の努力)

第七条 指定業種に属する事業を営む中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、経営管理の合理化、設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等に努めなければならない。

(諮問)

第八条 主務大臣は、第二条第三項、第三条若しくは第四条の規定による政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第五条の規定による命令をし、若しくは第六条の規定による措置を採ろうとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重してこれを行わなければならない。

(中小企業産業分野確保審議会)

第九条 通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十条 審議会は、第八条の規定により意見を述べるほか、主務大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

第十一条 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣)

第十三条 この法律における主務大臣は、当該事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十四条 第五条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十五条 第四条本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(中小企業庁設置法の一部改正)
- 2 中小企業庁設置法 (昭和三十二年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。
七の七 中小企業者の産業分野の確保に関する法律 (昭和三十二年法律第 号) の施行に関すること。
第四条第三項中「及び第七号の六」を「、第七号の六及び第七号の七」に改める。
第五条第一項中「及び中小企業近代化審議会」を「、中小企業近代化審議会及び中小企業産業分野確保審議会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 中小企業産業分野確保審議会については、中小企業者の産業分野の確保に関する法律の定めるところによる。

理 由

中小企業者の事業の安定を図り、経済秩序の確立に資するため、国民経済上中小企業者の産業分野として適切なものを指定し、当該分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。